

処 分 等 の 種 類	業務停止14日間（業務停止期間 令和4年1月28日から令和4年2月10日）、指示	
事 実 発 生 年 月 日	令和2年10月5日	
事 実 探 知 の 動 機	宅地建物取引業法第72条第1項に基づく報告	
聴 聞 年 月 日	令和3年12月6日	
処 分 年 月 日	令和4年1月12日	
違 反 条 項 又 は 該 当 条 項	宅地建物取引業法第31条の3第3項、第35条第1項、第37条第3項	
処 分 等 の 根 拠 条 項	宅地建物取引業法第65条第2項第2号、第65条第1項	
被 処 分 者	商 号 又 は 名 称	株式会社和平住研
	代 表 者	西野 和平
	免 許 番 号 及 び 免 許 年 月 日	北海道知事 石狩（1）第8660号 平成30年8月23日
	主たる事務所の所在地	北海道札幌市北区北二十四条西十三丁目1番2号
<p>処分等の理由</p> <p>1 唯一の専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の有効期間の満了日は令和2年10月4日であるが、令和3年11月1日時点で新たな宅地建物取引士証の交付を受けておらず、専任の宅地建物取引士の設置がない。 このことは、宅地建物取引業法第31条の3第3項に違反し、同法第65条第2項第2号に該当する。</p> <p>2 専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証が失効している間、宅地建物取引業法第35条第1項に基づき相手方に交付し説明する書面は、宅地建物取引士が説明したことに該当しない（計4通）。 このことは、宅地建物取引業法第35条第1項に違反し、同法第65条第2項第2号に該当する。</p> <p>3 専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証が失効している間、宅地建物取引業法第37条第1項に基づき契約の各当事者に交付する書面に当該専任の宅地建物取引士が記名押印を行っている（計7通）。 このことは、宅地建物取引業法第37条第3項に違反し、同法第65条第1項本文に該当する。</p>		
原 因 者	<ul style="list-style-type: none"> ・業者個人又は法人である業者の代表者（取引士資格あり／なし） ・代表者以外の役員又は政令使用人（取引士資格あり／なし） ・一般セールスマン（取引士資格あり／なし） 	

（記載上の注意）

- 1 記入該当事項がないときは、該当欄に斜線を引いてください。
- 2 違反条項又は該当条項欄は、違反態様が重複するものについては、主な違反条文とその他の違反条文（従）とに分けて記載してください。この場合、主な違反条文は、必ず一つとしてく

ださい。

3 処分等の理由欄は、違反事実がよくわかるように具体的に記載してください。

4 原因者欄は、該当するものに○をつけてください。原因者とは、トラブルの中で実質的に責任が最も重いと判断される者をいい、複数の取引が原因で複数の者が責任ある場合には、2つ以上の○をつけても構いません。